◎新潟県告示第162号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年2月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

101 10 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10				
氏 名	担当する医療 の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	辞退年月日
本橋 邦夫	脳神経外科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H27. 10. 1
横山 正明	内科	_	_	H27. 11. 8